

明治安田生命の 強み

経営体制

「相互会社」としてご契約者の意思を経営に反映させるとともに、透明性、実効性の高いガバナンス体制を構築しています

相互会社運営

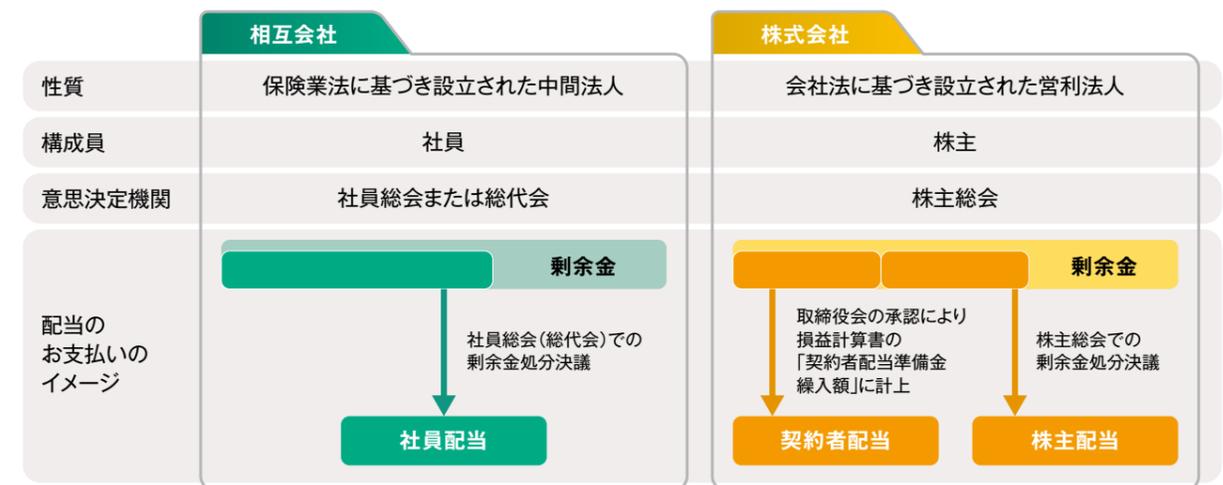
相互会社とは

保険会社の会社形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は保険業法に基づいて設立された「相互会社」です

相互会社とは、ご契約者を会社の構成員「社員」とする社団法人です。そのため、ご契約者お一人おひとりが会社の運営に参画することで、中長期的な視点に立って、ご契約者の意思を反映

することができる会社形態です

当社は、相互扶助の精神のもと、相互会社としてお客さまそして地域社会を支えてきました。これからも、お客さまそして地域社会を大切にする会社に徹し、いつまでも変わらない安心をお届けしてまいります



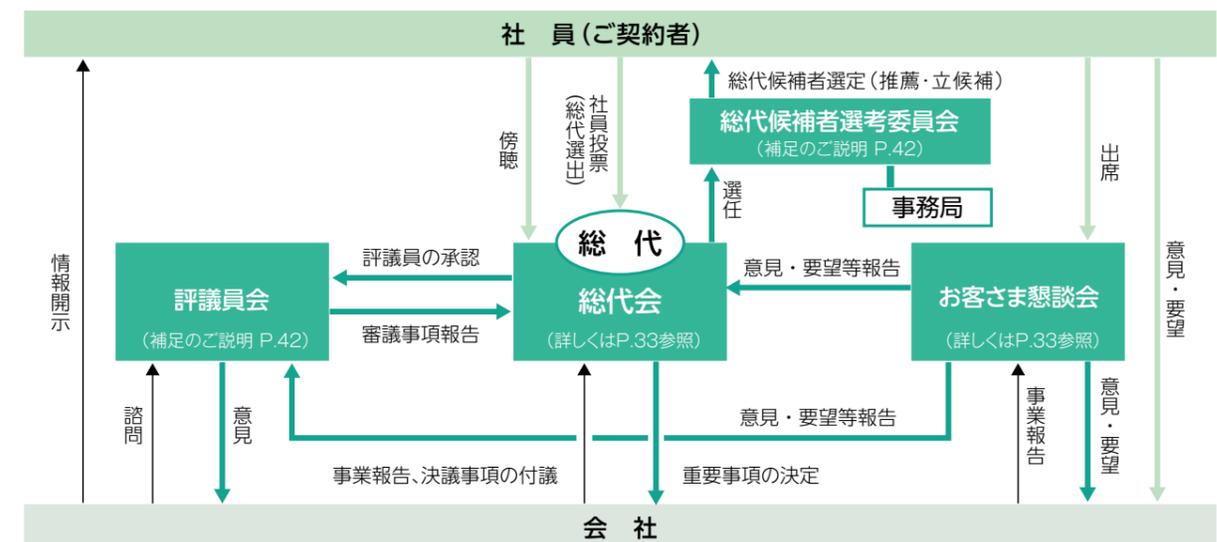
*ここで示しているものは、配当のお支払いのイメージであり、金額の多寡や有利不利を示したものではありません

相互会社制度運営の仕組み

当社は「総代会」を中心に、「総代候補者選考委員会」「評議員会」「お客さま懇談会」の各機関が連携し「相互会社制度運営」の充実を図ることで、

ご契約者のみなさまのご意見・ご要望がより経営に反映されるよう努めています

* 剰余金の分配のない保険のみにご加入のご契約者は社員には含まれません



総代会

会社の運営に直接参画いただくため全国の約625万人の社員のみならず一堂に会する「社員総会」を開催することは、現実的には困難です。このため、社員の代表として選出された「総代」で構成される「総代会」を設置し、最高意思決定機関として決算書類の報告、また剰余金処分や取締役の選任など、経営に関する重要な事項について審議および決議を行ないます。社員の代表として選出される

総代の定数は定款において222人と定めています。多様な視点から経営の重要な事項を審議するため、地域、職業、年齢等を考慮し幅広く選ばれた総代構成となるようにしています(200人は、地域別選出による120人と地域別選出によらない80人に配分)。また、22人については、総代選出プロセスの多様化と透明性の強化を目的に導入した「立候補制」により選出される総代です

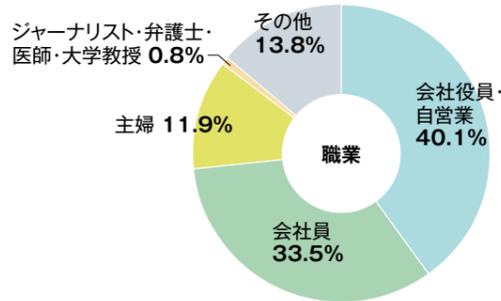
お客さま懇談会

ご契約者のみなさまに当社の事業活動を報告し、ご理解を深めていただくとともに、ご意見等を直接お伺いし、ご契約者の意思を反映する経営を行なうことを目的に、「お客さま懇談会」を毎年全国で開催しています。2021年度は2022年1月から2月に、全国のすべての支社で開催し、合計2,126人のご契約者にご出席いただきました。

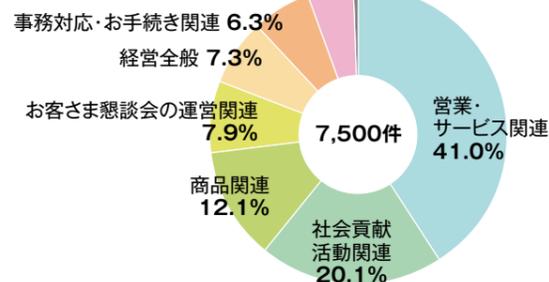
ご契約者から寄せられたご意見・ご要望等については、総代会・評議員会等において報告するとともに、改善を要するご意見・ご要望等については、担当部が対応を検討し、経営会議の諮問機関であるお客さま志向検証委員会を通じフォローを実施しています

2021年度お客さま懇談会

ご出席者の構成



ご意見・ご要望・ご質問等の内訳

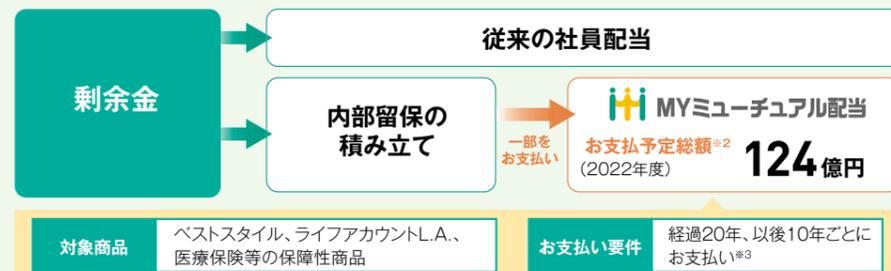


相互会社の特長を活かした新たな配当の開始

MYミューチュアル配当

2021年10月1日から、ご契約者が社員である相互会社ゆえに実現できた「MYミューチュアル配当」のお支払いを開始しています。「MYミューチュアル配当」とは、当社の高い健全性

を支える内部留保の積み立てに特に貢献いただいているご契約者に、従来の「社員(ご契約者)配当」に加えて、内部留保への貢献度に応じてお支払いする「業界初」*1の新たな仕組みです

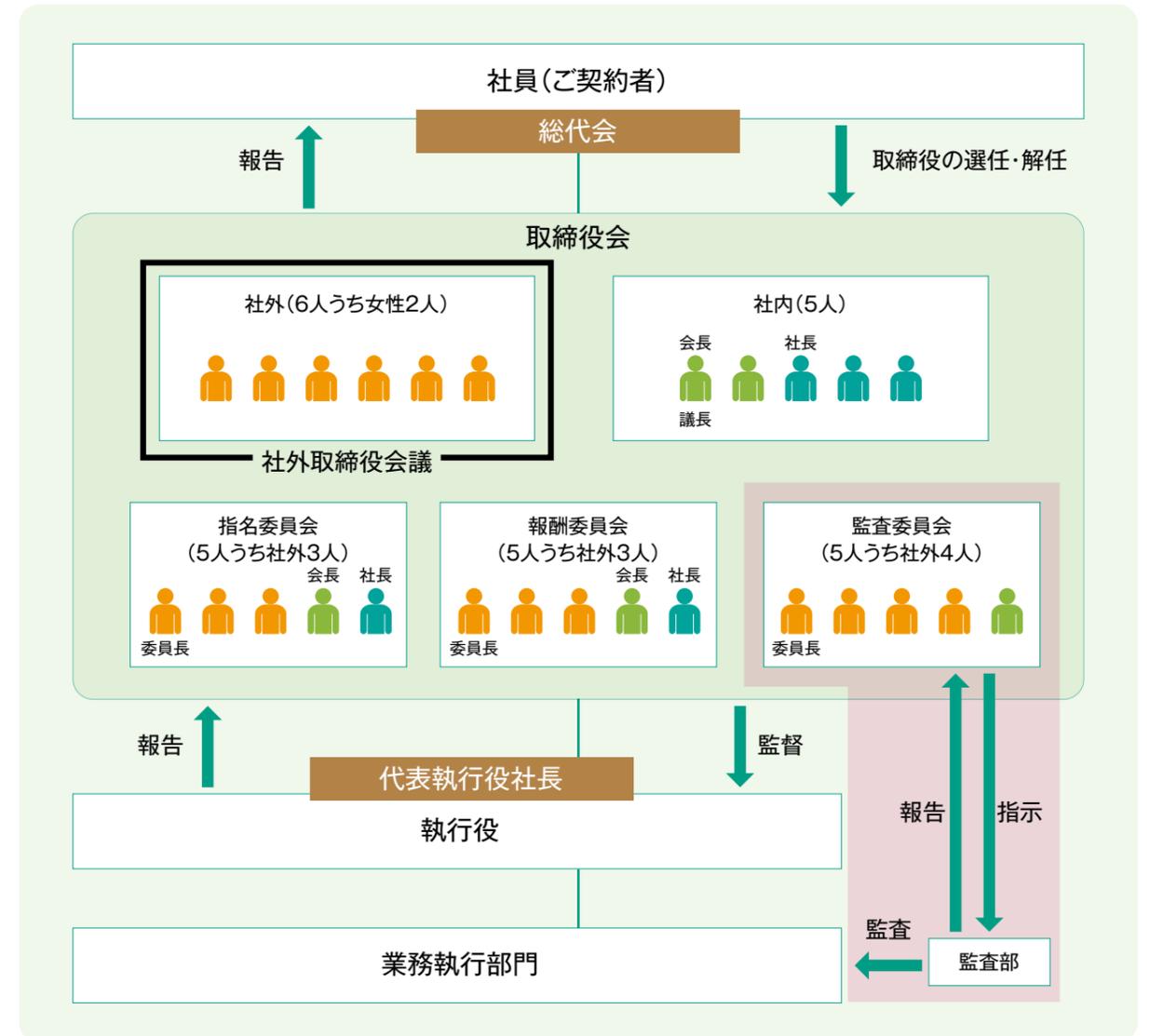


*1 当社調べ *2 2021年度決算における社員配当準備金繰入額「MYミューチュアル配当」分です
*3 会社の健全性の状況により、「MYミューチュアル配当」をお支払いできない場合があります

監督機能の強化(コーポレートガバナンス)

当社は、お客さまの生涯にわたる保障を提供する生命保険会社の使命と、契約期間が超長期にわたるといふ生命保険契約の特性をふまえて、相互会社としてコーポレートガバナンスの高度化に取り組むことを経営上の最重要事項としています。具体的には、総代立候補制度の導入、指名委員会等設置会社への移行、取締役の過半数を社外取締役とするとともに、執行役を兼務しない取締役会長とすることにより経営の監督機能と

執行機能の分離を明確化する等、コーポレートガバナンスの高度化を図ってきました。さらに、監査委員会の傘下に監査部を設置することで、監査部の経営からの独立性を強め、監査委員会が監査テーマを設定する等、監査部に直接指示する態勢を構築しています。また、当社では次世代を託すことができる人財をCEOとして選出するため、社外取締役会議においてCEOサクセッションプランを策定・運用しています



● 社外取締役
 ● 社内非執行取締役
 ● 社内取締役

「監督機能の強化」ポイント

2021年7月から執行役を兼務しない取締役会長とすることにより、監督と執行の分離をより明確化し、監督機能を強化しています

* 当社のコーポレートガバナンス態勢およびその高度化への取組みの詳細については、当社公式HPで公表している「コーポレートガバナンスに関する報告書」をご覧ください